

# 令和8年度 市町村職員専門資格取得支援実施要領

## 1 目的

市町村職員の専門資格取得による、専門人材の確保支援を目的とする。

## 2 対象者

埼玉県内市町村（さいたま市を除く。）における一般職の職員で、常勤の職員（会計年度任用職員及び再任用職員を除く。）

## 3 補助対象

### 【通信教育講座】

令和8年度通信教育講座一覧（以下「講座一覧」という。）の資格取得分野における、建築施工管理技士、土木施工管理技士、電気工事施工管理技士及び電気主任技術者に関する講座

### 【検定試験】

令和8年度市町村職員専門資格取得支援補助対象技術検定等一覧（以下「検定等一覧」という。）における検定試験

## 4 講座学習期間

(1) 開講期日 原則7月1日開講（一部講座のみ8月1日開講）

(2) 受講期間 講座一覧の「受講期間」のとおり

(3) 在籍期間 原則として受講期間の2倍とする。

例：受講期間2か月の講座を受講した場合  $2\text{か月} \times 2 = 4\text{か月}$

## 5 技術検定等試験日

検定試験等実施団体が定める日

## 6 講座学習方法・修了証の交付

(1) 受講者は、各実施団体から送付される教材によって学習し、原則毎月1回レポートを作成の上、各実施団体あて提出し、添削指導を受ける。

(2) 受講者が在籍期間中に所定のレポートの全単元を提出し、合格点を得た場合、各実施団体から直接本人に修了証が交付される。

## 7 費用

(1) 講座受講料 講座等一覧のとおり

(2) 受検手数料 検定試験等実施団体が定める金額

(3) 支払方法 所定の期日までに各自が受講料または受検手数料の全額を実施団体に直接支払う

## 8 個人情報の取扱い

申込書に記載された送付先、電話番号等の個人情報は、受講申込みにあたり、教材等送付先として実施団体に提供する。